

空気環境の管理

1 設備の維持管理

政 令

- 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室において次表の基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。
- 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室において次表の基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。

項 目	基 準	空気調和設備	機械換気設備
浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下	○	○
一酸化炭素の含有率	10ppm以下	○	○
二酸化炭素の含有率	1000ppm以下	○	○
温度	17度以上28度以下 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。	○	—
相対湿度	40%以上70%以下	○	—
気流	0.5m/秒以下	○	○
ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下	○	○

厚生労働省令

- 空気調和設備又は機械換気設備を設けて空気を供給する場合は、基準に適合する空気を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、設備の維持管理に努めなければならない。

技術上の基準

(1) 空気調和設備の維持管理

- ① 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
- ② 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
- ③ 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面・エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
- ④ ダクトについて、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。

- ⑤ 送風機及び排風機について、定期に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。
- ⑥ 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期に点検すること。
- ⑦ 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期に点検すること。

(2) 機械換気設備の維持管理

- ① 上記(1)の①、④及び⑤の規定に従い行うこと。

2 空気環境の測定方法

政 令

- 測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。

厚生労働省令

- 通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上75cm以上150cm以下の位置において、次表の測定器（2～6までの測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行うこと。

項 目	基 準
1 浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙（0.3 μ mのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね10 μ m以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
2 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
3 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
4 温度	0.5度目盛の温度計
5 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計
6 気流	0.2m/秒以上の気流を測定することができる風速計
7 ホルムアルデヒドの量	<ul style="list-style-type: none"> ●2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器 ●4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定する機器 ●厚生労働大臣が別に指定する測定器

- 浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率については、基準値と比較すべき数値は、1日の使用時間中の平均値とすること。
- 2ヶ月以内ごとに1回、定期に測定すること。

	浮遊粉じんの量	一酸化炭素の含有率	二酸化炭素の含有率	温度	相対湿度	気流
空気調和設備	○	○	○	○	○	○
機械換気設備	○	○	○	—	—	○

- 特定建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行ったときは、使用してから最初に到来する6月1日から9月30日までの期間中に1回、ホルムアルデヒドの量を測定すること。

→ホルムアルデヒドの量が基準値を超過した場合の対応<通知>

- ・ 空気調和設備又は機械換気設備を調整し、外気導入量を増加させるなど、室内空気中におけるホルムアルデヒドの量の低減策に努める。
- ・ 翌年の測定期間中に1回、再度、当該測定を実施する。

3 空気調和設備に関する衛生上必要な措置等

政 令

- 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

厚生労働省令

- 冷却塔及び加湿装置に供給する水を水道法第4条に規定する水質基準に適合させるため必要な措置を講ずること。
- 冷却塔及び冷却水について、当該冷却塔の使用開始時及び使用開始した後、1ヶ月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃及び換水等を行うこと。ただし、1ヶ月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間においては、この限りではない。
- 加湿装置について、加湿装置の使用開始時及び使用を開始した後、1ヶ月以内ごとに1回、定期的に、その汚れの状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、1ヶ月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間においては、この限りではない。
- 空気調和設備内に設けられた排水受けについて、排水受けの使用開始時及び使用を開始した後、1ヶ月以内ごとに1回、定期的にその汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、1ヶ月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間においては、この限りではない。
- 冷却塔・冷却水の水管、加湿装置の清掃を、それぞれ1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

飲料水の管理

1 飲料水に関する衛生上必要な措置

政 令

- 給水に関する設備（水道法第3条第9項に規定する給水装置を除く。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第4条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

厚生労働省令

- 厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用（旅館における浴用を除く）に供することとする。
- 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1ppm（結合残留塩素の場合は0.4ppm）以上に保持するようにすること。
- 供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、0.2ppm（結合残留塩素の場合は、1.5ppm）以上とすること。
- 貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置を講ずること。
- 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源として飲料水を供給する場合
 - ① 次の項目について6ヶ月以内ごとに1回定期に行うこと。

	水質検査項目	基準値	備考
1	一般細菌	1mL 中 100 以下	
2	大腸菌	検出されないこと	
6	鉛及びその化合物	0.01mg / L 以下	※
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg / L 以下	
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg / L 以下	※
33	鉄及びその化合物	0.3mg / L 以下	※
34	銅及びその化合物	1.0mg / L 以下	※
37	塩化物イオン	200mg / L 以下	
39	蒸発残留物	500mg / L 以下	※
45	有機物等（全有機炭素（TOC）の量）	3mg / L 以下	
46	pH値	5.8 以上 8.6 以下	
47	味	異常でないこと	
48	臭気	異常でないこと	
49	色度	5 度以下	
50	濁度	2 度以下	

注：※の項目については、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えないこと。（平成16年3月31日付、健発第00331005号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

②次の項目について毎年6月1日から9月30日までの間に1回行うこと。

	水質検査項目	基準値
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg / L 以下
20	塩素酸	0.6mg / L 以下
21	クロロ酢酸	0.02mg / L 以下
22	クロロホルム	0.06mg / L 以下
23	ジクロロ酢酸	0.04mg / L 以下
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg / L 以下
25	臭素酸	0.01mg / L 以下
26	総トリハロメタン	0.1mg / L 以下
27	トリクロロ酢酸	0.2mg / L 以下
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg / L 以下
29	ブロモホルム	0.09mg / L 以下
30	ホルムアルデヒド	0.08mg / L 以下

○ ＜地下水その他水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合＞

①次の項目について給水を開始する前に行うこと。

	水質検査項目	基準値
1	一般細菌	1mL 中 100 以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg / L 以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg / L 以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg / L 以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg / L 以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg / L 以下
8	六価クロム化合物	0.05mg / L 以下
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg / L 以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg / L 以下
11	フッ素及びその化合物	0.8mg / L 以下
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg / L 以下
13	四塩化炭素	0.002mg / L 以下
14	1・4-ジオキサン	0.05mg / L 以下
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / L 以下
16	ジクロロメタン	0.02mg / L 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg / L 以下
18	トリクロロエチレン	0.01mg / L 以下
19	ベンゼン	0.01mg / L 以下
20	塩素酸	0.6mg / L 以下
21	クロロ酢酸	0.02mg / L 以下
22	クロロホルム	0.06mg / L 以下

	水質検査項目	基準値
23	ジクロロ酢酸	0.04mg / L 以下
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg / L 以下
25	臭素酸	0.01mg / L 以下
26	総トリハロメタン	0.1mg / L 以下
27	トリクロロ酢酸	0.2mg / L 以下
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg / L 以下
29	ブロモホルム	0.09mg / L 以下
30	ホルムアルデヒド	0.08mg / L 以下
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg / L 以下
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg / L 以下
33	鉄及びその化合物	0.3mg / L 以下
34	銅及びその化合物	1.0mg / L 以下
35	ナトリウム及びその化合物	200mg / L 以下
36	マンガン及びその化合物	0.05mg / L 以下
37	塩化物イオン	200mg / L 以下
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg / L 以下
39	蒸発残留物	500mg / L 以下
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg / L 以下
41	ジェオスミン	0.00001mg / L 以下
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg / L 以下
43	非イオン界面活性剤	0.02mg / L 以下
44	フェノール類	0.005mg / L 以下
45	有機物等（全有機炭素（TOC）の量）	3mg / L 以下
46	pH値	5.8 以上 8.6 以下
47	味	異常でないこと
48	臭気	異常でないこと
49	色度	5 度以下
50	濁度	2 度以下

②次の項目について6ヶ月以内ごとに1回定期に行うこと。

	水質検査項目	基準値	備考
1	一般細菌	1mL 中 100 以下	
2	大腸菌	検出されないこと	
6	鉛及びその化合物	0.01mg / L 以下	※
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg / L 以下	
31	亜鉛及びその化合物	1.0mg / L 以下	※
33	鉄及びその化合物	0.3mg / L 以下	※
34	銅及びその化合物	1.0mg / L 以下	※
37	塩化物イオン	200mg / L 以下	
39	蒸発残留物	500mg / L 以下	※
45	有機物等（全有機炭素（TOC）の量）	3mg / L 以下	

	水質検査項目	基準値	備考
46	pH値	5.8以上8.6以下	
47	味	異常でないこと	
48	臭気	異常でないこと	
49	色度	5度以下	
50	濁度	2度以下	

注：※の項目については、水質検査の結果、水質基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えないこと。（平成16年3月31日付、健発第00331005号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

③次の項目について毎年6月1日から9月30日までの間に1回行うこと。

	水質検査項目	基準値
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg / L以下
20	塩素酸	0.6mg / L以下
21	クロロ酢酸	0.02mg / L以下
22	クロロホルム	0.06mg / L以下
23	ジクロロ酢酸	0.04mg / L以下
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg / L以下
25	臭素酸	0.01mg / L以下
26	総トリハロメタン	0.1mg / L以下
27	トリクロロ酢酸	0.2mg / L以下
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg / L以下
29	ブロモホルム	0.09mg / L以下
30	ホルムアルデヒド	0.08mg / L以下

④次の項目について3年以内ごとに1回定期に行うこと。

	水質検査項目	基準値
13	四塩化炭素	0.002mg / L以下
15	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg / L以下
16	ジクロロメタン	0.02mg / L以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg / L以下
18	トリクロロエチレン	0.01mg / L以下
19	ベンゼン	0.01mg / L以下
44	フェノール類	0.005mg / L以下

- 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令に掲げる事項のうち、必要なものについて検査を行うこと。
- 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ7日以内、1年以内ごとに1回、定期に行うこと。（中央式の給湯設備を設けている場合は、末端給水栓で55℃以上に保持されている場合は省略してもよい。）
- 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を

停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

- 給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めること。

技術上の基準

1 貯水槽（貯湯槽を含む）の清掃

- 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- 貯水槽内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次表に掲げる事項について検査を行い、基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、原因を調査し必要な措置を講ずること。

残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2ppm以上 (結合残留塩素の場合は1.5ppm以上)
色 度	5度以下であること。
濁 度	2度以下であること。
臭 気	異常でないこと。
味	異常でないこと。

- 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理すること。

2 設備の点検及び補修等

- 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次表に掲げる事項について検査を行い、基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、原因を調査し必要な措置を講ずること。

残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2ppm以上 (結合残留塩素の場合は1.5ppm以上)
色 度	5度以下であること。
濁 度	2度以下であること。
臭 気	異常でないこと。
味	異常でないこと。

- 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

- 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
- 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。

3 飲料水系統配管の維持管理

- 管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- 管洗浄を行う場合は、洗浄に用いた水・砂等を完全に排除し、かつ、これらに関係法令の規定に基づき適切に処理すること。
- 管洗浄の終了後、給水を開始しようとするときは、貯水槽の清掃と同様の措置を講ずること。

4 防錆剤

- 防錆剤の使用は、赤水等の対策として飲料水系統配管の布設替え等が行われるまでの応急対策とし、使用する場合は、適切な品質規格及び使用方法等に基づき行うこと。

雑用水の管理

政 令

- 給水に関する設備を設けて雑用水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

厚生労働省令

政令に規定する措置は、次に掲げるものとする。ただし、旅館における浴用に供する水を供給する場合、又は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用（旅館における浴用を除く。）に供する目的以外の目的のための水を水道のみを水源として供給する場合は、この限りではない。

- 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1ppm（結合残留塩素の場合は0.4ppm）以上に保持するようにすること。
- 供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、0.2ppm（結合残留塩素の場合は、1.5ppm）以上とすること。
- 雑用水の水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するため必要な措置を講ずること。
- 散水・修景・清掃用に供する水にあつては、次に掲げるところにより維持管理を行うこと。
 - ①し尿を含む水を原水として用いないこと。
 - ②次の表の水質基準に適合するものであること。

pH値	5.8以上8.6以下であること。
臭 気	異常でないこと。
外 観	ほとんど無色透明であること。
大腸菌	検出されないこと。
濁 度	2度以下であること。

- ③pH値、臭気、外観の検査・・・7日以内ごとに1回、定期に行うこと。
- ④大腸菌、濁度の検査・・・2ヶ月以内ごとに1回、定期に行うこと。

- 水洗便所の用に供する水にあつては、次に掲げるところにより維持管理を行うこと。

①次の表の水質基準に適合するものであること。

pH値	5.8以上8.6以下であること。
臭気	異常でないこと。
外観	ほとんど無色透明であること。
大腸菌	検出されないこと。

- ②pH値、臭気、外観の検査・・・7日以内ごとに1回、定期に行うこと。
- ③大腸菌の検査・・・2ヶ月以内ごとに1回、定期に行うこと。
- 遊離残留塩素の検査を7日以内ごとに1回、定期に行うこと。
- 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったとき直ちに供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を使用者又は利用者に周知すること。
- 給水に関する設備を設けて雑用水を供給する場合は、人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めること。

技術上の基準

1 雑用水槽の清掃

- 雑用水槽の清掃は、雑用水槽の容量及び材質並びに雑用水の水源の種別等に応じ、適切な方法により定期に行うこと。
- 雑用水槽内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除すること。
- 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令の規定に基づき適切に処理すること。

2 設備の点検及び補修等

- 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- 雑用水槽の水漏れ及び外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- ポールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート

弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

- 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。

3 配管等の維持管理

- 管及びバルブの損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ補修等を行うこと。
- 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ適切な措置を講ずること。
- 管洗浄を行う場合は、洗浄に用いた水、砂等を完全に排除し、かつ、これらに関係法令の規定に基づき適切に処理すること。

排水の管理

政 令

- 排水に関する設備の正常な機能が阻害されていることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

厚生労働省令

- 排水に関する設備の掃除を6ヶ月以内ごとに1回、定期に行わなければならない。
- 厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、排水に関する設備の補修、掃除その他設備の維持管理に努めなければならない。

技術上の基準

1 排水に関する設備の清掃

- 排水槽内の汚水及び残留物質を排除すること。
- 流入管、排水ポンプ等について、付着した物質を除去すること。
- 排水管、通気管及び阻集器について、内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行うこと。
- 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令の規定に基づき、適切に処理すること。

2 排水に関する設備の点検・補修等

- トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期に確認すること。
- 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

清 掃

政 令

- 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。

厚生労働省令

- 掃除は、日常行うもののほか、大掃除を6ヶ月ごとに1回、定期的に統一的に行うこと。
- 掃除、廃棄物の処理を行う場合は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、掃除及び掃除用機器等・廃棄物処理設備の維持管理に努めなければならない。

技術上の基準

- 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ再塗布等を行うこと。
- カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じシャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用したときは、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
- 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
- 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと

ねずみ等の駆除

政 令

- 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

厚生労働省令

- ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に統一的に調査を実施し、調査の結果に基づき、発生を防止するため必要な措置を講ずること。
- 防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。
- 発生・侵入の防止、駆除を行う場合は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、ねずみ等の防除に努めること。

技術上の基準

- ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により防除作業を行うこと。
- 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2ヶ月以内ごとに1回、生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業者並びに建築物の使用者及び利用者の事故防止に努めること。
- 防除作業終了後は、必要に応じ強制換気や清掃等を行うこと。